

産業能率大学大学院は、厚生労働大臣より 「専門実践教育訓練指定講座」の認定を受けています。

【専門実践教育訓練給付金について】

産業能率大学大学院 総合マネジメント研究科総合マネジメント専攻経営管理コースは、厚生労働大臣から「専門実践教育訓練指定講座」の認定を受けています。

産業能率大学大学院（経営管理コース）に入学される方で、「専門実践教育訓練給付」支給対象（受給資格）の条件を満たす方は、ご自身でハローワークに申請することにより、お支払いいただいた大学院の学費（※）の最大70%（最大112万円）を給付金で賄うことが可能です。

なお、訓練修了後（大学院を2年間で修了した後）の賃金が、受講開始前（入学前）の賃金と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の10%（年間上限8万円）がさらに追加で支給されます。この場合は、学費の最大80%（最大128万円）の給付金を受けることが可能です。

（※）初年度は入学金も含まれます。

【給付金額（本学大学院の場合）】

費用Data	1年目		2年目	学費合計	厚生労働省 専門実践教育訓練給付金 （最大）	実質負担額
	入学金	学費	学費			
一般入学	¥265,000	¥750,000	¥750,000	¥1,765,000	¥1,280,000	¥485,000

（給付金が最大の場合）

【教育訓練給付金支給申請手続】

手続は、本人が、本人の住所を管轄するハローワークに対して行います。

受講前の申請手続は、受講開始日の原則2週間前までに行う必要がありますので、申請手続期限には注意してください。

詳しい申請手続の方法については、[ハローワークインターネットサービス 教育訓練](#)で、必ず確認してください。

◆ハローワーク所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

<注意事項>

1. 専門実践教育訓練給付金は、「入学後にお支払いいただいた大学院の学費」が対象となります。入学前に単科目履修を受講された場合、当該受講料は対象となりませんのでご注意ください。
2. 入学後、休学、退学、留年など、理由を問わず修了の見込みがなくなった支給単位期間以降、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

【例】修了要件（経営管理コース）

専門実践教育訓練給付金の受給：2年間で以下の修了要件単位数を取得し、修士論文等試験に合格することが必要です。

修了要件単位数

科目群		選択必修	選択
コース 共通科目	マネジメント理論	6	18
	マネジメント・ケーススタディ	—	
	マネジメントの視座とスキル	—	
戦略的マネジメントの実践		—	
経営管理研究		6	
小計		12	18
合計		30	